

## 条例の項目内容のうち、他市との違いがある箇所について本市（案）の考え方

### ① 前文 「地域活力の向上の必要性」

豊かで活力ある持続可能なまちを形成するために男女共同参画社会の実現が重要であることを共通認識として記載すべきであると考えている。

### ② 目的 「責務の対象者の明示」

姫路市、丹波市は、「市、市民、事業者及びその他の者」、国立市は「市、市民、教育関係者及び事業者等」である。本市は、未来を担う子どもたちのために教育の果たす役割が重要であることから、教育関係者を入れ、国立市と同様にする。

### ③ 基本理念 「男女の人権の尊重」

姫路市は、「多様な性のあり方も含めたあらゆる人権が尊重され」の文言を追加している。国立市は、「性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人々が、個人として尊重されること」と表現している。さらに、国立市は「男女」の表記をせず、「全ての人」と表現している。（H31.3に宝塚市が改正した条例においては、この項ではなく、権利侵害の項目で、「性別若しくは性自認又は性的指向による差別的取り扱いをしてはならない。」としている。

本市は、姫路市のように多様な性についての表現を追加する。

「全ての人」の表現については、典型的な「男・女」という括りに入らない性的マイノリティの方達の存在を認めることや関心や理解を深めることが重要であると認識しているが、本条例の根底には、女性差別撤廃条約批准があり男女共同参画社会基本法があることから、「男女」という表記にしている。

### ④ 基本理念 「多様な選択の保障」

丹波市に記載はないが、姫路市には、「男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。」と記載がある。

基本理念一つめの、「男女の人権の尊重」の中で、「男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること」という表現に同様の意図を含めることが可能と考えられるため、多様な選択の保障の項は追加しないこととする。

**⑤ 教育関係者の責務 「市の施策への協力」**

男女共同参画社会の実現に向けて、教育が果たす役割が重要であると考えられるため記載し、丹波市同様に市の施策への協力を記載する。

**⑥ 性別による権利侵害の禁止**

丹波市は、「性別によるその他の権利侵害を行ってはならない。」という表現、姫路市は、「その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。」という表現であるが、国立市は、「性的指向、性自認等を含む性別を起因とするいかなる人権侵害も行ってはならない。」としている。兵庫県内では、宝塚市が、「性別若しくは性自認又は性的指向による差別的取り扱いをしてはならない。」としている。

本市においては、性的少数者が安心して暮らせるまちであるために、宝塚市と同様の記述とする。

**⑦ 性別による権利侵害の禁止 「性的指向、性自認等の公表の禁止」**

国立市のみ、性的指向、性自認等の公表の禁止を言及している。本市においても、性的少数者が安心して暮らせるまちであるために、言及することとする。

**⑧ 附属機関等への共同参画の機会確保**

姫路市では、「10分の4以上となるよう努める」と記載し、丹波市では、「均衡に努める」という表現を使用している。本市では、バランスや調和を保たれるよう「均衡に努める」とする。

**⑨ 苦情等への対応**

性別による差別的取扱いの文言を、性別若しくは性自認又は性的指向によるものを追加する。